

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

観光立県「長崎」を支える“道守”養成計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県

## 3 地域再生計画の区域

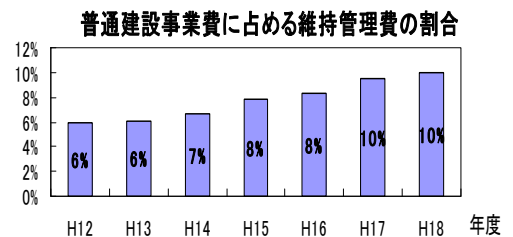
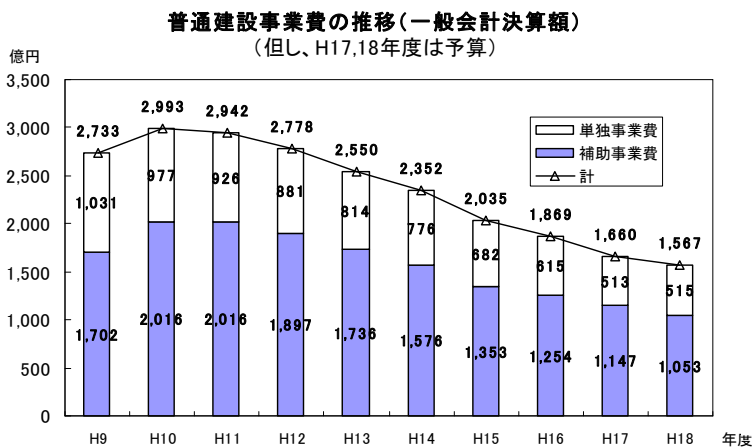
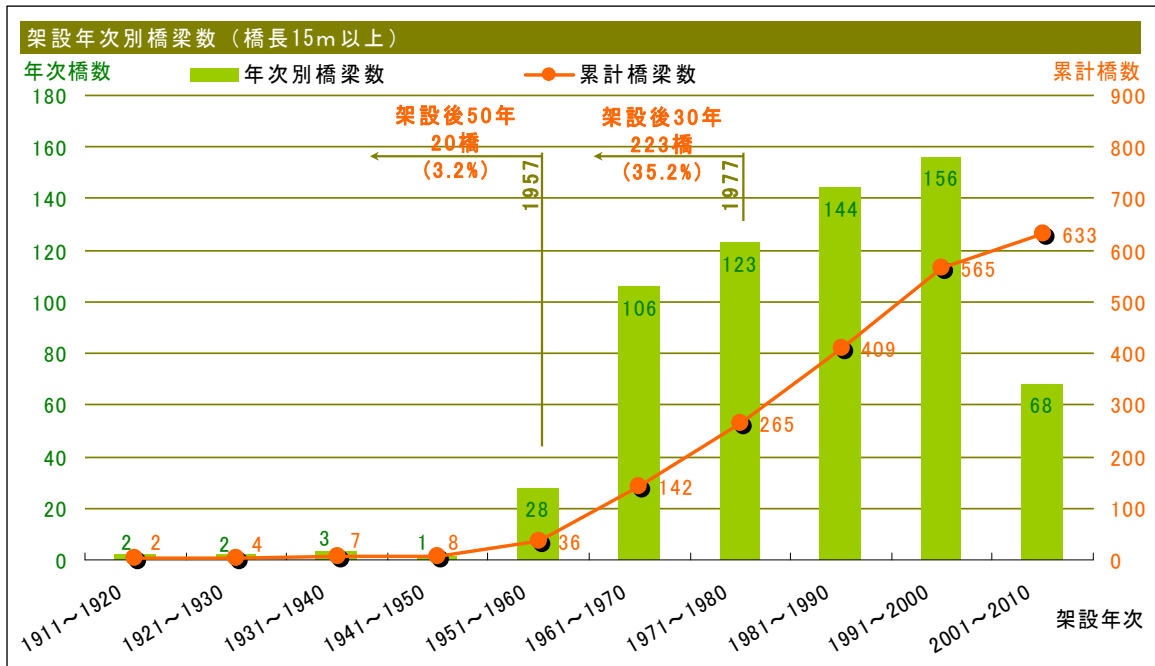
長崎県の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 【1】現状と課題

長崎県は、日本の最西端に位置し、面積の約4割が離島からなっている。海岸線延長（4,196 km）は、北海道に次ぐ全国第2位となっており、塩害等の自然災害を被りやすい地理的・地勢的な特徴がある。こうした海岸線が長いという自然環境を活かした観光資源や、世界遺産候補となっている「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を始め、ハウステンボス、グラバー園、雲仙など多くの観光資源が半島や離島に点在している。

これらの観光資源を結ぶために、橋やトンネル、道路施設などの数多くの公共施設により交通インフラ網が整備されている。中でも、長崎県管理の15m以上の橋梁は633橋あるが、そのうち、架設後50年が経過している橋梁は現在の20橋に対し、20年後には、223橋となり、全数の35%を占める。厳しい自然環境と老朽化が急速に進行することが予想されるため、維持・更新費が今後、増大していくことが予想される。また、平成18年度の普通建設事業費は、ピーク時である平成10年度の約52%であり、今後も厳しい財政運営が続くことから、維持管理費についても大幅な増額は見込めない。そのため、限られた財源の中で、いかに本来の機能を維持し、長期的に活用していくかが重要な課題となっている。さらに、公共施設の長寿命化を図るための技術者の数が、絶対的に不足しており、その養成が喫緊の課題である。



## 【2】目標

本地域再生計画の目標は、地域の知の集積である国立大学法人長崎大学や地元企業との連携を通じて、長崎大学において、交通インフラ施設の適切な維持管理技術を身につけた人材を、年間40名、5年間で190名養成することであり、また養成された結果「道守」等に認定された人材が、点検、調査、補修工事等を行い、施設の長寿命化を図ることで、地域の活性化を図ることである。

（数値目標）

○長崎大学が実施する人材養成のカリキュラム修了者：

年間40名（初年度30名）（5年後合計190名）

○点検、調査、施工に参加する人数： 190名（6年間）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本事業は、長崎大学が、文部科学省の「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムの支援を受け、産学官が連携して、交通インフラ施設の長寿命化に関わる人材を養成し、地域経済の活性化を促し、地域再生に資することを目指している。

長崎県は、平成19年3月に策定した「公共土木施設等維持管理基本方針」で、予防保全的手法を導入し、効率的かつ計画的な維持補修による、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図り、更新を含む投資費用の低減化と平準化を図ることとしている。これに基づき、施設毎の「維持管理計画」を順次策定している。このうち、橋梁については、平成20年3月に「長崎県橋梁長寿命化修繕計画」を策定したところである。点検結果より修繕が必要と判断した橋梁は、今後10年間で重点的に予算を投資して対策を完了し、維持管理水準を高めることとしている。

本プログラムで養成された人材は、「道守」等に認定され、長崎県が発注する点検、調査、診断、補修工事等を行うことで、予防保全的な維持管理に貢献し、観光立県「長崎」の交通インフラ網を健全にし、社会資本の長寿命化に寄与することとなり、地域の活性化や地域再生に寄与するものである。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置を活用する事業

【B0801】科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

##### (1) 実施主体

長崎大学（県、地元企業が連携）

##### (2) 実施期間

平成20年度～平成24年度

### (3) 事業内容

#### (概要)

広域に分散する交通インフラ施設を適切に維持管理していくために、日頃から管理すべきインフラ構造物に接し異常や変状に即座に気づく人材（道守補助員）や、現場で実際に調査・診断を行う技術者（道守補）、特定の分野においてきわめて高度な技術レベルを有する技術者（特定道守）、調査や診断結果の妥当性を適切に評価し総合的な判断を下す技術者（道守）といった各種レベルの人材を養成する。各コースの修了者は、それぞれ「道守補助員」「道守補」「特定道守」「道守」に認定される。

#### (人材養成の方法)

対象者の選考は、書類審査、面接により行う。カリキュラムは、各種レベルに応じて次のように構成され、夜間や短期集中コースで養成を図る。

##### ①道守補助員

構造物の近隣の住民等を対象に、市民講座レベルの講義と現場実習を行い、年間25名養成する。

##### ②道守補、特定道守、道守

企業技術者やOB、自治体関係者やOB等を対象に、道守補は、土木施工管理技士レベル、特定道守は、コンクリート診断士・鋼構造診断士レベル、道守は、技術士レベルの人材養成のための講義、実験、現場実習を行う。養成者は、年間で、道守補が10名、特定道守が4名、道守が1名である。

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

#### (1) 育成された人材を支援する施策

##### ①「公共土木施設等維持管理基本方針」

本基本方針では、これまで整備した大量の公共施設等のストックを適切に維持管理するため、予防保全的手法を導入した効率的かつ計画的な維持補修による、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図り、更新を含む投資費用の低減化と平準化の実現を目指すことにしている。

## ② 「土木施設維持補修計画」

「公共土木施設等維持管理基本方針」に基づき、橋梁・舗装・トンネル・係留施設等の施設毎の維持管理計画を順次策定していくことにしている。

### ○ 「長崎県橋梁長寿命化修繕計画」

長崎県管理の橋長15m以上の橋梁633橋について、長寿命化修繕計画を策定している。点検結果より修繕が必要と判断した橋梁は、今後10年間で重点的に予算を投資して対策を完了し、維持管理水準を高める。

## ③ 「橋梁補修工事」

長崎県発注の橋梁補修工事は、原則的に総合評価落札方式とし、配置技術者の評価において、養成された人材（道守、特定道守、道守補）については、加算点の対象とする。

## 6 計画期間

認定の日から平成26年3月末まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

長崎大学、長崎県、地元企業等からなる外部評価委員会(仮称)で、企画・立案、実施、評価、改善のスパイラルアップを図りながら目標達成を目指し、実施していく。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし